

平成21年5月15日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区六本木一丁目6番1号
会 社 名 SBIベリトランス株式会社
代表者の役職名 代表取締役 執行役員COO 沖田 貴史
(コード番号: 3749)
問 合 せ 先 取締役 執行役員専務CFO 山口 智宏
電 話 番 号 03-6229-0850
(URL <http://www.veritrans.co.jp>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を平成21年6月23日開催予定の当社第13期定時株主総会に付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、株券、実質株主および株券喪失登録簿について削除をするものであります。なお、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月23日（火曜日）
定款変更の効力発生日 平成21年6月23日（火曜日）

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) 第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第9条 当社の発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、株主又は新株予約権者の権利行使に関する取扱い、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第11条～第44条 (条文省略) (剰余金の配当) 第45条 剰余金の配当は、株主総会の決議により毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当) 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第47条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第7条 当社は株主名簿管理人を置く 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第8条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、株主又は新株予約権者の権利行使に関する取扱い、その他株式又は新株予約権に関する取扱いは、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による</p> <p>(基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第10条～第43条 (現行どおり) (剰余金の配当) 第44条 剰余金の配当は、株主総会の決議により毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当) 第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>附 則 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</p>